

■ 契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。「注意喚起情報」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を表示しています。お支払理由等の詳細は「約款」、主な保険用語の説明等については契約概要内の用語集および「約款」に記載していますのでご確認ください。
- 「約款」は被保険者からのお申込み後にマイページに掲載されますので、必ず内容をご確認ください。

1. 用語集

- 契約概要等をお読みいただく際にご活用ください。

項目	意味
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢(契約年齢)は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます(24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります)。
契約日	ご契約の保障が開始される日をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準となります。本商品では責任開始日と同じ日になります。
責任開始期 (日)	ご契約後の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
電磁的方法	電子端末等に直接ご入力いただく手続き方法のことをいいます。

項目	意味
告知義務と告知義務違反	被保険者には、ご契約のお申込みをされるときに、住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせ(告知)いただく必要があります。これを「告知義務」といいます。おたずねしたことについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、住友生命は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。
被保険者	保障の対象となる人をいいます。保険金支払の請求権等の権利があります。
被保険者証	保険金額や保険期間等の契約内容を具体的に記載したものをいい、保険契約締結後、被保険者のマイページに掲載します。
被保険者代理人	被保険者が受取人となる保険金を、受取人が請求できない住友生命所定の事情があるときに備え、保険金の受取人の代理人としてあらかじめ指定した人をいいます。
保険期間満了日	保険期間が満了する日をいいます。
保険証券	保険金額や保険期間等の契約内容を具体的に記載したものをいい、保険契約締結の際に限り、保険契約者に発行します。
保険金	支払理由に該当したときに、住友生命がお支払いするお金のことをいいます。
保険契約者	住友生命と保険契約を結ぶ人(法人を含む)をいいます。契約上の義務(保険料支払義務)があります。

項目	意味
保険料	保険契約者からお払い込みいただくお金をいいます。
申込日	被保険者が申込画面でお客さま情報等を入力する手続きを行う日をいいます。 なお、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケア カンパニー (以下、ＪＪ社)からの保険料の払込みをもってお申込みが完了します。
約款	保険契約者(被保険者)と住友生命との契約内容を記載したものをいいます。

2. 商品の特徴

- 「めまもりほけん」は、「無配当眼科医療保険(一時払い)」の愛称です。
- 保険期間中に眼科での入院・手術・注射による治療を受けたとき、または降眼圧効果のある所定の点眼液の支給を受けたときに、一時金をお受け取りいただける保険です。
- 保険期間は1年です。更新のお取扱いはありません(保険期間満了日後に所定の条件を満たす場合、再加入が可能です)。
- 保険契約者(保険料負担者)は、ＪＪ社です。
- この保険契約では、被保険者がお受け取りいただくことができる解約返戻金や配当金はありません。

※保険契約者(ＪＪ社)が保険契約を解約する場合は、解約返戻金を保険契約者(ＪＪ社)に支払います。

3. 保障内容

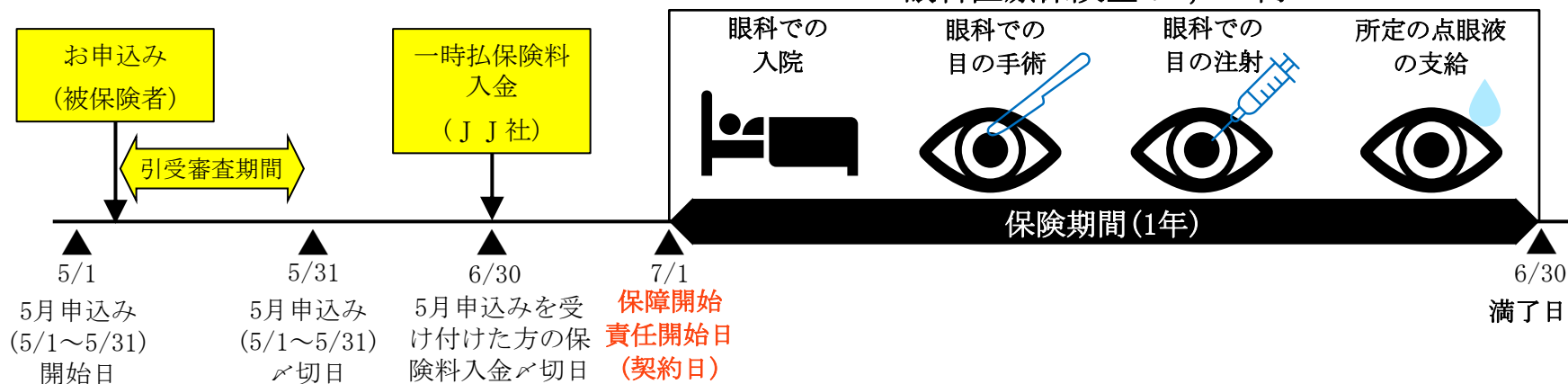
- 保険期間中に眼科での入院(注1)・手術・注射による治療を受けたとき(注2)、または降眼圧効果のある所定の点眼液(「別紙 所定の点眼液」参照)の支給を受けたときに、保険金5,000円をお支払いします。
- 保険金の受取人は、被保険者です。
- 毎月月末を〆切日として被保険者からのお申込みを受け付けております。お申込みを受け付けた契約について引受審査を行い、審査を通過した契約の保険料は、お申込〆切日の翌月末までにJ J社から住友生命に払い込まれます。
- 保険料の払込みをもってJ J社からのお申込みが完了します。住友生命がJ J社からのお申込みを承諾した場合、J J社の保険料の払込みの翌月1日から保障を開始します。責任開始日(契約日)はマイページでご確認ください。
- 保険金のお支払理由に該当した場合、その時点で保険契約は消滅します。
- 眼科以外の診療科で入院・手術・注射による治療を受けたとき等、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」「約款」をご確認ください。
- この保険契約の給付にかかわる公的医療保険制度や医薬品医療機器等法が将来変更されたときは、主務官庁の認可を得て、保険金のお支払理由を変更することがあります。

(注1)「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒、休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。

(注2)医科診療報酬点数表に定められている入院料等・手術料・注射料が眼科で算定されたとき(入院を開始した時点で診断群分類点数表に定められている点数が眼科で算定されたときを含む)に限ります。

【保障の開始(責任開始)例】

眼科医療保険金：5,000円



4. ご契約の諸基準

- 契約年齢の範囲は、責任開始日(契約日)時点で満18歳から59歳までです。
- 1被保険者につき、1件のみ加入できます。

5. 被保険者代理人について

- 被保険者が受取人となる保険金について、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができない等の場合、あらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金を請求することができます。
- 被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。詳しくは、「約款」をご確認ください。

引受保険会社：住友生命保険相互会社

別紙 所定の点眼液

- 以下をすべて満たす点眼液が対象となります。
 1. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品のうち、S01E(抗緑内障製剤と縮瞳薬)に分類されていること
 2. 医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けていること
 3. 房水の排出の促進または産生の抑制を通じて、眼圧を下げることを目的として使用されること
- 緑内障等、眼圧が高い患者に対し、眼圧を下げるために支給される点眼液であり、ドライアイや花粉症、麦粒腫(ものもらい)等の治療を目的として支給される点眼液は対象外です。
- 具体的な点眼液の名称は住友生命HP (<https://sumitomolife.dga.jp/dispFile.php?id=827>) をご参照ください。

■注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、「めまもりほけん」の契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。
- 契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金をお支払いできない場合等、保険契約者または被保険者にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。

※保険契約の内容に関する事項については、「契約概要」「約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

1. この保険契約は保険期間が1年のため、クーリング・オフができません

- 保険期間が1年のため、クーリング・オフができません（クーリング・オフ制度の対象外です）。
 - ・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「保険契約の解除」のことをいいます。

2. 過去1年以内の眼科での入院・手術・注射による治療の有無等に関する質問事項について正しく告知してください

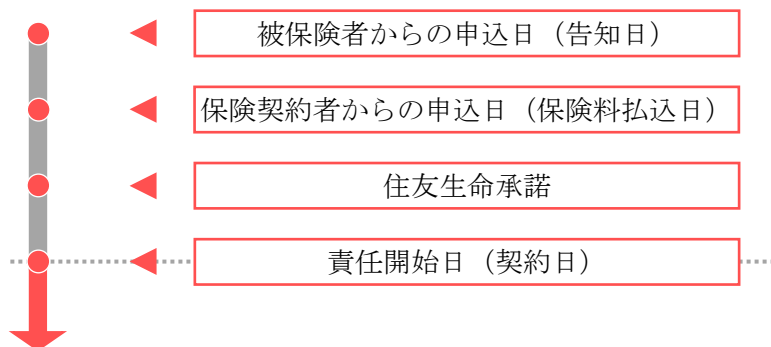
- 被保険者には質問事項について正しく告知する義務があります。
- お問合わせフォームから健康状態をお申し出いただいても告知したことにはなりません。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、保険契約を解除することがあります（告知義務違反による解除）。
- 保険契約を解除した場合には、たとえ保険金の支払理由が発生していても、お支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 申込内容等の確認のためにメールまたは電話をすることがあります

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等の確認のためにメールまたは電話をすることがあります。

4. 住友生命が保険契約の申込みを承諾した場合には、被保険者の告知および保険契約者の保険料の払込みがともに完了した日の翌月1日から保険契約上の保障を開始（責任開始）します

- 保険契約は、住友生命が保険契約者および被保険者からの申込みを承諾した時に成立します。



- 責任開始日が契約日となります。契約年齢および保険期間は契約日を基準に計算します。

5. 現在の保険契約を解約・減額して、新たな保険契約の申込みを検討している場合は、保険契約者または被保険者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください

- 現在加入の保険契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。
- 新たな保険契約の申込みについては、健康状態を告知する義務があります。そのため、健康状態等によっては、契約をお断りすることがあります。また、その告知がされなかったために保険契約が解除または取消しとなることもあります。
- 現在の保険契約と新たな保険契約の予定利率等は異なることがあります。なお、予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。

6. 保険契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります

- 払込保険料は保険金のお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、保険契約を途中で解約すると、解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。
- 解約返戻金は、契約後、経過期間に応じて逡減します。
- 解約返戻金は保険契約者にお支払いするため、被保険者がお受け取りいただくことができる解約返戻金はありません。

7. 保険金のお支払いができない場合があります

- 保険金をお支払いできない場合の例
 - ・眼科での入院・手術・注射による治療が、保険期間中でない場合や医科診療報酬点数等が算定されないものである場合
 - ・眼科以外の診療科で入院・手術・注射による治療を受けた場合
 - ・降眼圧効果のある所定の点眼液（「契約概要 別紙 所定の点眼液」参照）以外の支給を受けた場合
 - ・告知内容が事実と相違し、保険契約が告知義務違反により解除された場合
 - ・保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により保険契約が解除された場合
 - ・詐欺により保険契約が取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった場合
 - ・保険金の免責事由に該当した場合
- 保険金のお支払いができない場合等の詳細については、「約款」をご覧ください。

8. 保険金の請求手続きについて

<保険金の支払理由が生じた場合>

- 保険金のお支払いは、被保険者からの請求に応じて行います。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や不明な点が生じたとき等も、すみやかに住友生命まで必ずご連絡ください。
- 手続きに関するお知らせ等、重要な案内ができないおそれがありますので、メールアドレス等を変更した場合は、住友生命まで必ずご連絡ください。

<代理請求について>

- 被保険者が保険金を請求する意思表示をできない等の場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金を請求することができます。
- 保険金の円滑な請求のためにも、被保険者から被保険者代理人に事前に契約内容等をご説明ください。
- 被保険者代理人は代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。所定の要件の詳細については、「約款」をご覧ください。

9. 被保険者による解除請求

- 以下の場合には、被保険者はジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケア カンパニー（以下、J J 社）に対し、この保険契約を解除するよう請求することができます。なお、解除請求を行った場合でも、被保険者がお受け取りいただくことができる解約返戻金や配当金はありません。
 - ・ J J 社が重大事由に該当する行為を行った場合
 - ・ その他被保険者の J J 社に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ・ 被保険者が保険契約の申込みをするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

10. この保険の保険契約者には相互会社の社員としての権利はありません

- 住友生命は「相互会社」です。保険契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- この保険は剰余金の分配がないため、この保険のみの保険契約者には「社員」としての権利がありません（総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利等はありません）。

11. 生命保険会社が経営破綻した場合等には、保険金額が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額が削減されることがあります。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額が削減されることがあります。

12. 生命保険に関するお問合せ先

- 生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、お問合せフォームおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。
 - お問合せフォーム：https://sumitomolife.dga.jp/form/contact_gfs.html
- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 - ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

手続きの際の提出書類一覧表

提出書類 確認内容	・マイナンバーカード 運転免許証・パスポート	戸籍謄本・戸籍抄本 ・住民票	領収書・診療明細書 ・調剤明細書	会社所定の告知書	登記事項証明書	その他
本人確認	○					
保険金等の支払理由が生じたことの確認			○			
健康状態等の確認				○		
続柄確認		○				
相続人確認		○ (※)				※戸籍謄本に限る
権利能力の確認					○	
同一生計であることの確認						・健康保険証の写し ・治療費の支払人を証する領収書の写し
療養看護または財産管理に関する契約当事者の確認						当該契約書の写し
◆ご請求の際には、会社所定の請求書および上記の書類のうち請求手続きに必要な書類を求めます。 ◆必要に応じて、上記以外の書類を提出していただきます。 ◆会社所定の請求書および上記の提出書類のうち全部または一部の省略を認めることがあります。						



本 社 〒540-8512 大阪府中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1
電話 (03)3273-8000 (大代表)